

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中18の項を削り、19の項を18の項とし、20の項から30の項までを1項ずつ繰り上げ、31の項を削り、32の項を30の項とし、33の項から63の項までを2項ずつ繰り上げ、64の項から66の項までを削り、67の項を62の項とし、68の項から70の項までを5項ずつ繰り上げ、71の項を削り、72の項を66の項とし、73の項から81の項までを6項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

76	熊本市本庁舎等整備の 在り方に関する有識者 会議	本庁舎等の整備の在り方について、必要な事項を審議する。
77	水前寺・立田山断層調査検討委員会	水前寺・立田山断層調査の実施に関し、必要な技術的事項について審議する。
78	熊本市動植物園マスタープラン推進会議	熊本市動植物園マスタープランの着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を協議する。
79	熊本市河川整備計画策定委員会	本市が管理する河川に係る河川整備計画を策定するため、必要な事項を審議する。

80	旧植木温泉福祉交流館 利活用候補者選定委員 会	旧植木温泉福祉交流館を利活用する候補者の選 定について、必要な事項を審議する。
----	-------------------------------	--------------------------------------------

別表5の表に次のように加える。

12	市立幼稚園における特 別支援教育等に関する 検討委員会	市立幼稚園における特別支援教育等に関し、必 要な事項を審議する。
13	市立学校における医療 的ケア運営協議会	市立学校における医療的ケアが必要な幼児、児 童及び生徒に関する総括的な管理体制について 協議する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附
属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。